

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 29 日

各

| | | | |
|---|---------|---|------------------|
| 〔 | 都 道 府 県 | 〕 | 衛生主管部（局）薬務主管課 御中 |
| | 保健所設置市 | | |
| | 特 別 区 | | |

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項に関する Q & A について

お薬手帳（電子版）に関する、利用者にお薬手帳サービス（利用者がお薬手帳（電子版）を利用するためのアプリケーションその他のサービスをいう。以下同じ。）を提供する又はその情報を閲覧する薬局及び医療機関等（以下「提供薬局等」という。）並びにアプリケーション提供やデータを保存するサーバー管理などを運営する者（以下「運営事業者等」という。）における運用上の留意点については、「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成 27 年 11 月 27 日付け薬生総発 1127 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「課長通知」という。）でお示ししておりますが、今般、その Q & A を別添のとおり取りまとめましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下薬局、医療機関その他の貴管内の関係団体への周知をお願いいたします。

(問1) 第二 提供薬局等が留意すべき事項の4の(2)では、「複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に情報閲覧できる仕組みの構築が必要であるが、その構築が実現された場合には、その仕組みを活用することが望ましいこと。」とされているが、薬局が提携している運営事業者等がこの仕組みを取り入れている場合には、薬局はこの仕組みを活用するものと解して良いか。

(答) 課長通知の記載のとおり、同通知の趣旨の一つは、薬局において一つのお薬手帳での過去の服薬情報を一覧できるようにすることであり、薬局が提携している運営事業者等が、複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、一つのお薬手帳で過去の服薬情報を一元的に情報閲覧できる仕組みを取り入れた場合に、薬局がこの仕組みを活用することは、貴見のとおり、言うまでもない。